

平成六年国家公安委員会規則第三号

技能検定員審査等に関する規則

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イ及びハ、第五項（同法第九十九条の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第六項（同法第九十九条の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第九十九条の三第四項第一号イ及びハ並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第百七十号）第四十三条の規定に基づき、技能検定員審査等に関する規則を次のように定める。

目次

第一章 技能検定員審査及び技能検定員資格者証（第一条―第九条）

第二章 教習指導員審査及び教習指導員資格者証（第十条―第十六条）

第三章 雑則（第十七条）

附則

第一章 技能検定員審査及び技能検定員資格者証

（技能検定員審査）

第一条 道路交通法（以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）は、次の各号に掲げる運転免許（以下「免許」という。）に係る技能検定について、それぞれ当該各号に掲げる技能検定員審査を行うものとする。

- 一 大型自動車免許 技能検定員審査（大型）
- 二 中型自動車免許 技能検定員審査（中型）
- 三 準中型自動車免許 技能検定員審査（準中型）
- 四 普通自動車免許 技能検定員審査（普通）
- 五 大型特殊自動車免許 技能検定員審査（大特）
- 六 大型自動二輪車免許 技能検定員審査（大自二）
- 七 普通自動二輪車免許 技能検定員審査（普自二）
- 八 牽引免許 技能検定員審査（牽引）
- 九 大型自動車第二種免許 技能検定員審査（大型二種）
- 十 中型自動車第二種免許 技能検定員審査（中型二種）
- 十一 普通自動車第二種免許 技能検定員審査（普通二種）

（技能検定員審査の公示）

第二条 公安委員会は、技能検定員審査を行おうとするときは、当該技能検定員審査の期日の三十日前までに、次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 技能検定員審査の種類、期日及び場所
- 二 技能検定員審査の申請手続に関する事項
- 三 その他技能検定員審査の実施に関し必要な事項

（技能検定員審査の申請）

第三条 技能検定員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる技能検定員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。

- 一 第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができ得る免許（仮運転免許を除く。第十一条第一項第一号において同じ。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）
- 二 技能検定員審査（大型二種） 大型自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（大型）
- 三 技能検定員審査（中型二種） 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（中型）
- 四 技能検定員審査（普通二種） 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（普通）

2 技能検定員審査を受けようとする者が第十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、前項の審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

（技能検定員審査の審査方法等）

第四条 第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等（審査方法及びその合格基準をいう。次項及び第十二条において同じ。）により行うものとする。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に技能検定員として必要とする技能に関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び探点の技術	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
技能検定に法第百八条の二十八第論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものに関する知識	四項に規定する教則とし、その合格基準は、論文式のものにあっては八十五パーセント（以下「教則」という。）以上、その他のものにあっては九十五パーセント以上の成績であること。	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ九十五パーセント以上の成績であること。

2 第一条第九号から第十一号までに掲げる技能検定員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に技能検定員として必要な自動車の運転に関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び探点の技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
技能検定に道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客より行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては八十五パーセント以上、その他のものの業務の適正化に関する法律（平成十の五）にあっては九十五パーセント以上の成績であること。	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客より行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては八十五パーセント以上、その他のものの業務の適正化に関する法律（平成十の五）にあっては九十五パーセント以上の成績であること。	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。

（技能検定員審査合格証明書）

第五条 公安委員会は、技能検定員審査に合格した者に対し、別記様式第二号の技能検定員審査合格証明書を交付するものとする。

(教習指導員審査の申請)

第十二条 教習指導員審査を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第一号の審査申請書を提出し、及び次の各号に掲げる教習指導員審査の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提示しなければならない。

一 前条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査 当該審査に用いられる自動車を運転することができるとする免許に係る免許証

二 教習指導員審査(大型二種) 大型自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証(大型)

三 教習指導員審査(中型二種) 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証(中型)

四 教習指導員審査(普通二種) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証(普通)

2 教習指導員審査を受けようとする者が第十七条第一項各号、第四項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、前項の審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

(教習指導員審査の審査方法等)

第十二条 第十条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する知識	教習指導員として必要な自動車運転の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。
技能	技能教習(自動車の運転に実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十五パーセント以上の成績であること。以下同じ。)	必要となる教習の技能
技能	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。以下同じ。)	必要となる教習の技能
教習に関する知識	教習の内容となつてゐる事論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとする知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十五パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	自動車教習所に関する法令	上の成績であること。
教習指導員として必要な教	育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十五パーセント以上の成績であること。
2 第十条第一項第九号から第十一号までに掲げる教習指導員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。		
審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する知識	教習指導員として必要な自動車運転の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。
技能	技能教習(自動車の運転に実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十五パーセント以上の成績であること。以下同じ。)	必要となる教習の技能
技能	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。以下同じ。)	必要となる教習の技能
教習に関する知識	教習の内容となつてゐる事論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとする知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十五パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	自動車教習所に関する法令	上の成績であること。
教習指導員として必要な教	育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十五パーセント以上の成績であること。

教習に関する知識 道路運送法第二條第三項に規定する論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験によりする知識

運転代行業の業務の適正化に関する法律第二條第一項に規定する自九十五パーセント以上の成績であること。

二 教習指導員審査(大型二種) 大型自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証(大型)

三 教習指導員審査(中型二種) 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証(中型)

四 教習指導員審査(普通二種) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証(普通)

2 教習指導員審査を受けようとする者が第十七条第一項各号、第四項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、前項の審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

(教習指導員審査の審査方法等)

第十五条 法第九十九条の三第四項の規定による教習指導員資格者証の交付は、次の表の上欄に掲げる免許に係る自動車の運転に関する技能及び知識の教習(以下同じ。)

一 技能試験に関する事務に一年以上従事し、かつ、当該免許に係る教習についての指定を受けた指定自動車教習所の指導及び監督に関する事務に三年以上従事した者

二 自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関し、前号に掲げる者に準ずる技能及び知識がある者

免許の種類 教習指導員資格者証の交付を受ける者

大型自動車教習指導員審査(大型)に合格した者、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証(大型)

中型自動車教習指導員審査(中型)に合格した者、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証(中型)

普通自動車教習指導員審査(普通)に合格した者、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証(普通)

大型特殊教習指導員審査(大特)に合格した者、大型特殊自動車免許に係る教習指導員資格者証(大特)

小型特殊教習指導員審査(小特)に合格した者、小型特殊自動車免許に係る教習指導員資格者証(小特)

二輪車免許 二輪車免許に係る教習指導員資格者証(大自二)

大型自動車教習指導員審査(大自二)に合格した者、大型自動車二輪車免許に係る教習指導員資格者証(大自二)

二輪車免許 二輪車免許に係る教習指導員資格者証(大自二)

大型自動車教習指導員審査(大自二)に合格した者、大型自動車二輪車免許に係る教習指導員資格者証(大自二)

二輪車免許 二輪車免許に係る教習指導員資格者証(大自二)

大型自動車教習指導員審査(大自二)に合格した者、大型自動車二輪車免許に係る教習指導員資格者証(大自二)

二輪車免許 二輪車免許に係る教習指導員資格者証(大自二)

	普通自動車教習指導員審査（普自二）に合格した者、普通自動車免許に係る教習指導員資格 二輪車免許指導員研修課程を修了した者又は普通自動車二輪車免許に係る教習認定者証（普自二） を受けた者	許
	教習指導員審査（牽引）に合格した者、牽引免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は牽引免許に係る教習認定を受けた者	牽引免許
	大型自動車教習指導員審査（大型二種）に合格した者、大型自動車第二種免許に係る教習指導員資格 第二種の教習指導員研修課程を修了した者又は大型自動車第二種免許に係る教者証（大型二種） 習認定を受けた者	大型自動車第二種免許
	中型自動車教習指導員審査（中型二種）に合格した者、中型自動車第二種免許に係る教習指導員資格 第二種の教習指導員研修課程を修了した者又は中型自動車第二種免許に係る教者証（中型二種） 習認定を受けた者	中型自動車第二種免許
	普通自動車教習指導員審査（普通二種）に合格した者、普通自動車第二種免許に係る教習指導員資格 第二種の教習指導員研修課程を修了した者又は普通自動車第二種免許に係る教者証（普通二種） 習認定を受けた者	普通自動車第二種免許
	前項の教習指導員資格者証の交付を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第四号の交 付申請書を提出しなければならない。	2 前項の教習指導員資格者証の交付を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第四号の交 付申請書を提出しなければならない。
	一 教習指導員審査合格証明書、法第九十九条の三第四項第一号ロに掲げる者に該当することを証する書面 証する書面又は教習認定につき前条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面 二 法第九十九条の三第四項第二号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約す る書面	3 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 教習指導員審査合格証明書、法第九十九条の三第四項第一号ロに掲げる者に該当することを証する書面 証する書面又は教習認定につき前条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面 二 法第九十九条の三第四項第二号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約す る書面
	第一項の教習指導員資格者証の様式は、別記様式第九号のとおりとする。	4 第一項の教習指導員資格者証の様式は、別記様式第九号のとおりとする。
	第八条の規定は、教習指導員資格者証の交付を受けた者について準用する。	第十六条 第八条の規定は、教習指導員資格者証の交付を受けた者について準用する。
	第九条の規定は、法第九十九条の三第五項において準用する法第九十九条の二第五項の規定に於いて準用する。	2 第九条の規定は、法第九十九条の三第五項において準用する法第九十九条の二第五項の規定に於いて準用する。
	第三章 雑則	第三章 雑則
	(技能検定員審査等の審査細目の免除)	(技能検定員審査等の審査細目の免除)
	第十七条 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものの に対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。 一 過去一年以内に技能検定員審査又は教習指導員審査を受け、当該審査において、審査細目の いずれかについて第四条又は第十二条に定める合格基準に達する成績を得た者 合格基準に達 する成績を得た審査細目 二 過去一年以内に技能検定、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習であ つて国家公安委員会が指定するものを修了した者 国家公安委員会が指定する審査細目 2 第一条第一号から第八号までのいずれかに掲げる技能検定員審査を受けようとする者のうち、 次の各号に掲げるものに對しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除す るものとする。 一 教習指導員資格者証の交付を受けた者 次の審査細目 イ 教則の内容となつている事項 ロ 自動車教習所に関する法令についての知識 二 他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者（次号又は第四号に掲げる者を 除く。） 前号に定める審査細目及び次の審査細目 イ 技能検定の実施に関する知識 ロ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 三 第一条第一号から第五号まで又は第八号に掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証 の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての技能検定員審査を受	第十七条 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものの に対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。 一 過去一年以内に技能検定員審査又は教習指導員審査を受け、当該審査において、審査細目の いずれかについて第四条又は第十二条に定める合格基準に達する成績を得た者 合格基準に達 する成績を得た審査細目 二 過去一年以内に技能検定、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習であ つて国家公安委員会が指定するものを修了した者 国家公安委員会が指定する審査細目 2 第一条第一号から第八号までのいずれかに掲げる技能検定員審査を受けようとする者のうち、 次の各号に掲げるものに對しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除す るものとする。 一 教習指導員資格者証の交付を受けた者 次の審査細目 イ 教則の内容となつている事項 ロ 自動車教習所に関する法令についての知識 二 他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者（次号又は第四号に掲げる者を 除く。） 前号に定める審査細目及び次の審査細目 イ 技能検定の実施に関する知識 ロ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 三 第一条第一号から第五号まで又は第八号に掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証 の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての技能検定員審査を受

前号に定める審査細目並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の
けようとすもの
技能

技能検定員資格者証(大自二)の交付を受けた者で技能検定員審査(普自二)を受けようとする者は、

するもの。前号に定める審査細目及び技能検定員として必要な自動車の運転技能

第一条第九号から第十一号までのいづれかに掲げる技能検定員審査を受けようとする者のう

つ、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免するものとする。

第十條第一項第九号から第十一号までに掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の

業の適正化に関する法律第二十一条に規定する自動車運送事業及び自動車運送業務を受けた者、道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運送業務を受けた者の業務に関する法令について

ての知識

受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての技能検定員審査を受けようとする者

するもの
前号に定める審査細目及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識
第十條第一項第一号から第八号までのいづれかに掲げる教習指導員審査を受けようとする者の

次に、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を

技能検定員資格者証の交付を受けた者（次号に掲げる者を除く。）自動車教習所に関する法

令についての知識
次こ掲げる者
前号に定める審査
細目及び教習指導
員として必要な
自動車の運転支能

イ 技能検定員資格者証の交付を受けた者で当該技能検定員資格者証に係る免許に係る教習指

技能検定員資格者証（大自二）の交付を受けた者で教習指導員審査（普自二）を受けようとするもの

とするもの
也の重頂の免午ニ系る改習旨專員資各者正の交付を受ナニ者（次号又は第五号ニ掲ぐる者ト

（他の和類の免許に依る教習指導員資格者註記の交付を受けた者（次号又は第五号に掲げる者を除く。）） 第一号に定める審査細目及び次の審査細目

イ 学科教習に必要な教習の技能
ロ 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識

ハ 教習指導員としての必要な教育についての知識

格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての教習指導員審査

査を受けようとするもの 前号に定める審査細目及び技能教習に必要な教習の技能
教習指導員資格者証(大自二)の交付を受けた者で教習指導員審査(普自二)を受けようとするもの

前号に定める審査細目及び教習指導員として必要な自動車の運転技能

うち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を受けるものとする。

を免除するものとする。

第一号第一号第二号第三号第四号第五号第六号第七号第八号第九号第十号第十一号第十二号第十三号第十四号第十五号第十六号第十七号第十八号第十九号第二十号第二十一号第二十二号第二十三号第二十四号第二十五号第二十六号第二十七号第二十八号第二十九号第三十号第三十一号第三十二号第三十三号第三十四号第三十五号第三十六号第三十七号第三十八号第三十九号第四十号第四十一号第四十二号第四十三号第四十四号第四十五号第四十六号第四十七号第四十八号第四十九号第五十号第五十一号第五十二号第五十三号第五十四号第五十五号第五十六号第五十七号第五十八号第五十九号第六十号第六十一号第六十二号第六十三号第六十四号第六十五号第六十六号第六十七号第六十八号第六十九号第七十号第七十一号第七十二号第七十三号第七十四号第七十五号第七十六号第七十七号第七十八号第七十九号第八十号第八十一号第八十二号第八十三号第八十四号第八十五号第八十六号第八十七号第八十八号第八十九号第九十号第九十一号第九十二号第九十三号第九十四号第九十五号第九十六号第九十七号第九十八号第九十九号第一百号

交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての教習指導員審査を受け

ようとするもの。道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行の業務の適正化に関する法律第二十一条に規定する自動車運転代行業に関する法令について

ての知識

受けた者 前号に定める審査細目及び教習指導員として必要な自動車の運転技能（当該技能検

附則 定員資格者証に係る免許に係るものに限る。）

(施行期日)
第一条 この規則は、平成六年五月十日から施行する。

(みなし教習指導員に係る認定等の特例)

第二条 当分の間、法第九十九条の三第四項第一号ハの規定により公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関し同号イ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識がある者と認める者として認定する場合における当該認定は、第十四条の規定によるほか、道路交通法の一部を改正する法律（平成五年法律第四十三号。以下「改正法」という。）附則第七条第二項に規定するみなし教習指導員（次条において「みなし教習指導員」という。）であつて同法附則第六条第一項に規定する旧法指定自動車教習所の廃止その他のその者の責めに帰することのできない事由により当該旧法指定自動車教習所において教習指導員の業務に従事することができないと公安委員会が認めたものについて、技能教習及び学科教習の区分ごとに行うことができる。

2 前項の認定（以下この項及び次項において「暫定教習認定」という。）を受けた者についての法第九十九条の三第四項の規定による教習指導員資格者証の交付は、第十五条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる教習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教習指導員資格者証の交付を受けようとする者に対し、同表の下欄に掲げる種類の教習指導員資格者証を交付することにより行うものとする。

教習の区分	教習指導員資格者証の交付を受けようとする者	教習指導員資格者証の種類
技能教習	技能教習に係る暫定教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（技能）
学科教習	学科教習に係る暫定教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（学科）

3 前項の教習指導員資格者証（以下この条において「暫定教習指導員資格者証」という。）の有効期間は、当該暫定教習指導員資格者証の交付を受けた日から三年を経過する日（その日までに暫定教習指導員資格者証以外の教習指導員資格者証の交付を受けたときは、その交付を受けた日）までの間とする。

4 暫定教習指導員資格者証の交付を受けた者は、当該暫定教習指導員資格者証の有効期間が満了したときは、速やかに（暫定教習指導員資格者証以外の教習指導員資格者証の交付を受けたときは、当該教習指導員資格者証と引換えに）、当該暫定教習指導員資格者証を公安委員会に返納しなければならない。

5 第十五条（同条第一項を除く。）及び第十六条の規定は、暫定教習指導員資格者証について適用する。この場合において、第十五条第三項第一号中「教習認定につき前条各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「教習認定につき前条各号のいずれかに該当する者若しくは附則第二条第二項の暫定教習認定につき同条第一項の規定により公安委員会が認めた者」とする。

(技能検定員審査等の審査細目の免除等の特例)

第三条 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに對しては、第十七条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

- 一 みなし教習指導員のうち改正法の施行の際現に道路交通法施行令の一部を改正する政令（昭和四十八年政令第二十七号。第三号において「改正令」という。）附則第三項に規定する専ら構造教習に従事する者（次号及び第五号において「構造教習従事者」という。）又は同項に規定する専ら法令教習及び構造教習を除く学科教習に従事する者（次号及び第五号において「学科教習（法令教習及び構造教習を除く。）従事者」という。）で技能検定員審査を受けようとするもの。教則の内容となつてゐる事項
- 二 みなし教習指導員（構造教習従事者及び学科教習（法令教習及び構造教習を除く。）従事者を除く。）で技能検定員審査を受けようとするもの。教則の内容となつてゐる事項及び自動車教習所に関する法令についての知識
- 三 みなし教習指導員のうち改正法の施行の際現に改正令附則第三項に規定する専ら法令教習に従事する者（第五号において「法令教習従事者」という。）で教習指導員審査を受けようとするもの。自動車教習所に関する法令についての知識

四 道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（平成六年総理府令第一号）による改正前の道路交通法施行規則（次号において「旧府令」という。）第三十二条第一項に規定する技能指導員に係る審査に合格した者で教習指導員審査を受けようとするもの。教習指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必要な教習の技能及び自動車教習所に関する法令についての知識

五 旧府令第三十二条第二項に規定する学科指導員に係る審査に合格した者（法令教習従事者、構造教習従事者及び学科教習（法令教習及び構造教習を除く。）従事者を除く。）で教習指導員審査を受けようとするもの。学科教習に必要な教習の技能、教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識及び自動車教習所に関する法令についての知識

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者が前項各号のいずれかに該当する者であるときは、第三条第一項又は第十一条第一項の審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。

附則（平成八年二月一五日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成八年八月六日国家公安委員会規則第九号）

(施行期日)

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十四号）の施行の日（平成八年九月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の技能検定員審査等に関する規則（以下「旧規則」という。）第四条の規定による技能検定員審査（自二）に合格している者は、改正後の技能検定員審査等に関する規則（以下「新規則」という。）第四条の規定による技能検定員審査（普自二）に合格した者とみなす。

3 この規則の施行前に旧規則第五条の規定により交付された自動二輪車に係る技能検定員審査合格証明書は、新規則第五条の規定により交付された普通自動二輪車に係る技能検定員審査合格証明書とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則第六条の規定による自動二輪車に係る認定を受けている者は、新規則第六条による普通自動二輪車に係る認定を受けた者とみなす。

5 この規則の施行前に旧規則第七条又は第八条の規定により交付された技能検定員資格者証（自二）は、新規則第七条又は第八条の規定により交付された技能検定員資格者証（普自二）とみなす。

6 この規則の施行の際現に旧規則第十二条の規定による教習指導員審査（自二）に合格している者は、新規則第十二条の規定による教習指導員審査（普自二）に合格した者とみなす。

7 この規則の施行前に旧規則第十三条の規定により交付された自動二輪車に係る教習指導員審査合格証明書は、新規則第十三条の規定により交付された普通自動二輪車に係る教習指導員審査合格証明書とみなす。

8 この規則の施行の際現に旧規則第十四条の規定による自動二輪車に係る認定を受けている者は、新規則第十四条の規定による普通自動二輪車に係る認定を受けた者とみなす。

9 この規則の施行前に旧規則第十五条又は第十六条第一項の規定により交付された教習指導員資格者証（自二）は、新規則第十五条又は第十六条第一項の規定により交付された教習指導員資格者証（普自二）とみなす。

10 この規則の施行の際現に教習指導員審査（自二）又は技能検定員審査（自二）の審査細目のいずれかについて旧規則第四条又は第十二条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、当該審査細目に相当する教習指導員審査（普自二）又は技能検定員審査（普自二）の審査細目において新規則第四条又は第十二条に定める合格基準に達する成績を得たものとみなす。

附則（平成一二年二月三日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三〇日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十四年四月一九日国家公安委員会規則第八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十四年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の技能検定員審査等に関する規則（以下「新規則」という。）第一条に規定する技能検定員審査（大型二種）及び技能検定員審査（普通二種）に係る新規則第二条の規定による公示並びに新規則第十条第一項に規定する教習指導員審査（大型二種）及び教習指導員審査（普通二種）に係る新規則第十条第二項において準用する新規則第二条の規定による公示は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 平成十四年五月三十一日までの間は、新規則第四条第二項の表の技能検定に関する技能の項中「技能試験」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十一号。第十二条第二項において「改正法」という。）及び道路交通法施行規則及び自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十四号。第十二条第二項において「改正府令」という。）の施行後の技能試験」と、新規則第十二条第二項の表の教習に関する技能の項中「技能試験」とあるのは「改正法及び改正府令の施行後の技能試験」とする。

4 この規則の施行の際現に改正前の技能検定員審査等に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条に定める種類の技能検定員審査若しくは旧規則第十条第一項に定める種類の教習指導員審査に合格し、若しくはそれぞれの審査細目についてそれぞれ旧規則第四条若しくは第十二条に定める合格基準に達する成績を得ている者又は旧規則第六条若しくは第十四条の規定による認定を受けている者は、それぞれ新規則の相当規定に定める種類の技能検定員審査若しくは教習指導員審査に合格し、若しくはそれぞれの審査細目について新規則の相当規定に定める合格基準に達する成績を得ている者又は新規則の相当規定による認定を受けている者とみなす。この場合において、旧規則に規定する大型自動車又は普通自動車に係るものは、それぞれ新規則に規定する大型自動車免許又は普通自動車免許に係るものとする。

5 この規則の施行前に旧規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書、旧規則第七条若しくは第八条の規定により交付された技能検定員資格者証、旧規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書又は旧規則第十五条若しくは第十六条の規定により交付された教習指導員資格者証は、それぞれ新規則の相当規定により交付されたものとみなす。この場合において、旧規則に規定する大型自動車又は普通自動車に係るものは、それぞれ新規則に規定する大型自動車免許又は普通自動車免許に係るものとする。

附 則（平成二十二年二月二〇日国家公安委員会規則第三号）

（施行期日）

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号。以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別記様式第三号、別記様式第四号及び別記様式第六号の改正規定並びに附則第十三項の規定 公布の日

二 附則第十項及び第十一項の規定 平成十八年四月一日

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に次の各号に掲げる技能検定員審査に合格している者は、当該各号に定める技能検定員審査に合格した者とみなす。

一 改正前の技能検定員審査等に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条第一号の技能検定員審査（大型） 改正後の技能検定員審査等に関する規則（以下「新規則」という。）第一条第二号の技能検定員審査（中型）

二 旧規則第一条第二号の技能検定員審査（普通） 新規則第一条第三号の技能検定員審査（普通）

三 旧規則第一条第七号の技能検定員審査（大型二種） 新規則第一条第九号の技能検定員審査（中型二種）

四 旧規則第一条第八号の技能検定員審査（普通二種） 新規則第一条第十号の技能検定員審査（普通二種）

3 この規則の施行前に次の各号に掲げる免許に係る旧規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書は、当該各号に定める免許に係る新規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書とみなす。

一 改正法第四条の規定による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第八十四条第三項の大型自動車免許（以下「旧法大型免許」という。） 改正法第四条の規定による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第八十四条第三項の中型自動車免許（以下「中型免許」という。）

二 旧法第八十四条第三項の普通自動車免許（以下「旧法普通免許」という。） 新法第八十四条第三項の普通自動車免許（以下「普通免許」という。）

三 旧法第八十四条第四項の大型自動車第二種免許（以下「旧法大型第二種免許」という。） 新法第八十四条第四項の中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）

四 旧法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許（以下「旧法普通第二種免許」という。） 新法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）

4 この規則の施行の際現に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第六条の規定による認定を受けている者は、前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第六条の規定による認定を受けた者とみなす。

5 この規則の施行の際現に次の各号に掲げる教習指導員審査に合格している者は、当該各号に定める教習指導員審査に合格した者とみなす。

一 旧規則第十条第一項第一号の教習指導員審査（大型） 新規則第十条第一項第二号の教習指導員審査（中型）

二 旧規則第十条第一項第二号の教習指導員審査（普通） 新規則第十条第三号の教習指導員審査（普通）

三 旧規則第十条第一項第七号の教習指導員審査（大型二種） 新規則第十条第九号の教習指導員審査（中型二種）

四 旧規則第十条第八号の教習指導員審査（普通二種） 新規則第十条第十号の教習指導員審査（普通二種）

6 この規則の施行前に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書は、附則第三項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書とみなす。

7 この規則の施行の際現に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第十四条の規定による認定を受けている者は、附則第三項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第十四条の規定による認定を受けた者とみなす。

8 この規則の施行の際現に技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大型二種）又は技能検定員審査（普通二種）の審査細目のいずれかについて旧規則第四条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、附則第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める技能検定員審査の審査細目において新規則第四条に定める合格基準に達する成績を得た者とみなす。

9 この規則の施行の際現に教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大型二種）又は教習指導員審査（普通二種）の審査細目のいずれかについて旧規則第十二条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、附則第五項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当

該各号に定める教習指導員審査の審査細目において新規則第十二条に定める合格基準に達する成績を得た者とみなす。

10 道路交通法施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）附則第四条第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を交付した都道府県公安委員会に提出して行うものとする。

一 当該申出をする者の住所、氏名及び生年月日並びに当該申出に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の番号及び交付年月日

二 当該申出に係る新法第八十四条第三項又は第四項の免許の種類

三 前号に係る免許の種類について改正政令附則第四条第一項本文に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受けたとみなされることを希望しない旨

11 改正政令附則第五条第一項の規定により都道府県公安委員会が指定する研修は、次のすべてに該当するものでなければならない。

一 研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める者が行う研修であること。

二 正当な理由なく受講を制限する研修でないこと。

三 新法第八十四条第三項の大型自動車免許又は同条第四項の大型自動車第二種免許に係る教習又は技能検定を行うために必要な技能及び知識を習得することができる研修として都道府県公安委員会が認める研修であること。

12 改正政令附則第五条第一項に規定する指定自動車教習所を管理する者は、同項に規定する者に前項に規定する研修を受けさせるときには、速やかに、当該自動車教習所を指定自動車教習所として指定した都道府県公安委員会に対して、その旨を文書で通知しなければならない。

13 技能検定員審査合格証明書再交付申請書及び教習指導員審査合格証明書再交付申請書、技能検定員資格者証交付申請書及び教習指導員資格者証交付申請書並びに技能検定員資格者証再交付申請書、技能検定員資格者証書換え申請書、教習指導員資格者証再交付申請書及び教習指導員資格者証書換え申請書の様式については、新規別記様式第三号、別記様式第四号及び別記様式第六号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二八年七月一五日国家公安委員会規則第五号）

（施行期日）

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。附則第三項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年三月二十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。ただし、附則第十項から第十二項までの規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 改正法施行日において現に次の各号に掲げる技能検定員審査に合格している者は、それぞれ当該各号に定める技能検定員審査に合格した者とみなす。

一 改正前の技能検定員審査等に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条第二号の技能検定員審査（中型） 改正後の技能検定員審査等に関する規則（以下「新規則」という。）第一条第二号の技能検定員審査（中型）

二 旧規則第一条第三号の技能検定員審査（普通） 新規則第一条第四号の技能検定員審査（普通）

三 旧規則第一条第九号の技能検定員審査（中型二種） 新規則第一条第十号の技能検定員審査（中型二種）

四 旧規則第一条第十号の技能検定員審査（普通二種） 新規則第一条第十一号の技能検定員審査（普通二種）

3 改正法施行日前に次の各号に掲げる運転免許（以下「免許」という。）に係る旧規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書は、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書とみなす。

一 改正法による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第八十四条第三項の中型自動車免許（以下「旧法中型免許」という。） 改正法による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第八十四条第三項の中型自動車免許

二 旧法第八十四条第三項の普通自動車免許（以下「旧法普通免許」という。） 新法第八十四条第三項の普通自動車免許

三 旧法第八十四条第四項の中型自動車第二種免許（以下「旧法中型第二種免許」という。） 新法第八十四条第四項の中型自動車第二種免許

四 旧法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許（以下「旧法普通第二種免許」という。） 新法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許

4 改正法施行日において現に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第六条の規定による認定を受けている者は、前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第六条の規定による認定を受けた者とみなす。

5 改正法施行日において現に次の各号に掲げる教習指導員審査に合格している者は、それぞれ当該各号に定める教習指導員審査に合格した者とみなす。

一 旧規則第十条第一項第二号の教習指導員審査（中型） 新規則第十条第一項第二号の教習指導員審査（中型）

二 旧規則第十条第三号の教習指導員審査（普通） 新規則第十条第一項第四号の教習指導員審査（普通）

三 旧規則第十条第九号の教習指導員審査（中型二種） 新規則第十条第十号の教習指導員審査（中型二種）

6 改正法施行日前に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書は、附則第三項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書とみなす。

7 改正法施行日において現に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第十四条の規定による認定を受けている者は、附則第三項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第十四条の規定による認定を受けた者とみなす。

8 改正法施行日において現に附則第二項各号に掲げる技能検定員審査の審査細目のいずれかについて旧規則第四条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、それぞれ当該各号に定める技能検定員審査の審査細目において新規則第四条に定める合格基準に達する成績を得た者とみなす。

9 改正法施行日において現に附則第五項各号に掲げる教習指導員審査の審査細目のいずれかについて旧規則第十二条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、それぞれ当該各号に定める教習指導員審査の審査細目において新規則第十二条に定める合格基準に達する成績を得た者とみなす。

10 道路交通法施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）附則第三条第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を交付した都道府県公安委員会に提出して行うものとする。

一 当該申出をする者の住所、氏名及び生年月日並びに当該申出に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の番号及び交付年月日

二 当該申出に係る新法第八十四条第三項の免許の種類

三 第一号に係る者が前号に係る免許の種類について改正政令附則第三条第一項本文の規定の適用を受けることを希望しない旨

11 改正政令附則第四条第一項の規定により都道府県公安委員会が指定する研修は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

一 研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める者が行う研修であること。

- 二 正当な理由なく受講を制限する研修でないこと。
- 三 新法第八十四条第三項の準中型自動車免許に係る教習又は技能検定を行うために必要な技能及び知識を習得することができる研修として都道府県公安委員会が認める研修であること。
- 12 改正政令附則第四条第一項に規定する指定自動車教習所を管理する者は、改正政令附則第三条第一項の規定により中型免許及び準中型免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証とみなされる技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受けている者に前項に規定する研修を受けさせたときには、速やかに、当該自動車教習所を指定自動車教習所として指定した都道府県公安委員会に対して、その旨を文書で通知しなければならない。
- 附 則（令和元年六月二日国家公安委員会規則第三号）
（施行期日）
1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
（経過措置）
2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の適正化に関する意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別記様式第1号（第3条及び第11条関係）

別記様式第1号（第3条及び第11条関係）

※受理年月日

年 月 日

※受理番号

技能検定員 審査申請書

教習指導員

公安委員会 殿

年 月 日

技能検定員 審査の種類	大型・中型・準中型・普通・大特・大自二・普自二・けん引・大型二種・中型二種・普通二種										
申請者	本 籍 ・ 国 籍									写 真	
	住 所										
	ふりがな氏名										
	生年月日	年 月 日		生							
現在受けている免許	交付公安委員会	公 安 委 員 会									
	交付年月日・番 号	年 月 日		有効期間の末日	年 月 日						
	免許証番号	第 号									
	免許年月日・種類	大 自 二	普 自 二	年 月 日							
		そ の 他	年 月 日								
	免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 自 二	大 自 二	普 自 二	けん 引	中 二	普 二
免許の条件											

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 3 免許年月日・種類欄は、年号及び年月日を記載するほか、現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第5条関係）

第	号
技能検定員審査合格証明書	
住	所
氏	名
年 月 日生	
上記の者は、年 月 日 公安委員会が行った 免許に係る道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審 査に合格した者であることを証明する。	
年 月 日	
公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第5条及び第13条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※再発行年月日	年 月 日

技能検定員審査合格証明証
教習指導員審査合格証明証
再交付申請書

技能検定委員審査等に関する規則第5条第2項（第13条第2項において準用する場

合を含む。）の規定により、技能検定員審査合格証明証の再交付を申請します。
教習指導員審査合格証明証

年 月 日

公安委員会 殿

申 請 者	本籍・国籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生
証 明 書	番 号	第 号
	交 付 年 月 日	年 月 日
	審 査 年 月 日	年 月 日
再 交 付 申 請 の 事 由		
(亡失又は滅失の状況)		

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第7条及び第15条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※資格者証番号	

技能検定員資格者証
教習指導員資格者証

技能検定委員審査等に関する規則第7条第2項の規定により、技能検定員資格者証
第15条第2項の規定により、教習指導員資格者証
の交付を申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

交付を受けようとする		技能検定員資格者証の種類 教習指導員資格者証	
申請者	本籍・国籍		
	住所		
	氏名		
	生年月日	年 月 日生	
合格証明書等	番号	第	号
	交付年月日	年 月 日	
	合格等年月日		

- 備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第7条関係）

第	号
技能検定員資格者証	
住所	
氏名	
年 月 日生	
道路交通法第99条の2第1項に規定する技能検定員としての資格を有する者であることを証明する。	
技能検定員資格者証の種類	
年 月 日	
公安委員会 印	

- 備考 1 技能検定員資格者証の種類欄には、技能検定員資格者証に係る技能検定に係る免許の種類を記載する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
3 中央部に日章の地模様を入れる。

別記様式第6号（第8条及び第16条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※再交付年月日 書換え	年 月 日

技能検定員資格者証の再交付申請書
教習指導員資格者証 書換え

技能検定委員審査等に関する規則第8条第1項（第16条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、第2項

技能検定員審査資格者証の再交付
教習指導員審査資格者証 書換えを申請します。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者	本籍・国籍	
	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
資格者証	番号	第 号
	交付年月日	年 月 日
再交付又は書換えを申請する事由		

備考 1 ※印欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第7号（第9条及び第16条関係）

技能検定員資格者証返納命令書 教習指導員資格者証	
住所	年 月 日
公安委員会 殿	
公安委員会 印	
第99条の2第5項 道路交通法第99条の3第5項において準用する第99条の2第5項の規定により、あなたの技能検定員資格者証の返納を命ずる。	
理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号（第13条関係）

第号

教習指導員審査合格証明書

住所

氏名

年

月

日生

上記の者は、年

月

日

公安委員会が行った

免許に係る道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定による教習指導員審査に合格した者であることを証明する。

年

月

日

公安委員会

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第15条関係）

第号

教習指導員資格者証

住所

氏名

年

月

日生

道路交通法第99条の3第1項に規定する教習指導員としての資格を有する者であることを証明する。

教習指導員資格者証の種類

年

月

日

公安委員会

備考 1 教習指導員資格者証の種類欄には、教習指導員資格者証に係る教習に係る免許の種類を記載する。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
3 中央部に日章の地模様を入れる。